

「許せない」「憲法違反」

市民団体 批判 理解 テロ防止

県内反応

「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が十五日に成立した。犯罪を計画段階で処罰する規定だけでなく、国会で採決を強行した与党の姿勢に、県内の市民団体などから批判の声が相次いだ。●面参照

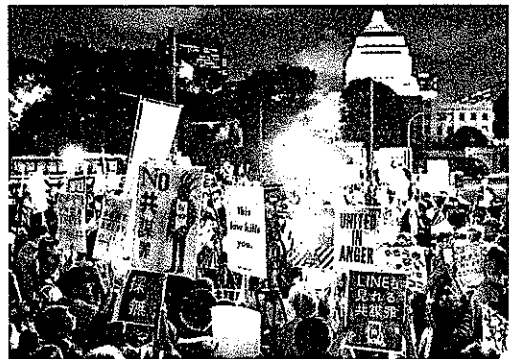
「共謀罪」法成立

「本当に残念で許せない。共謀罪の成立よりも先に加計学園をめぐる問題の真相解明を徹底的にやっつけてほしい」と。新日本婦人の会県本部の会長、多田初江さん(68)は、同法成立を急いだ安倍政権を批判した。共謀罪を巡っては、野党や有識者から「内心の自由が侵されるのでは」「市民団体や労働団体の活動の萎縮を招くのではないか」との批判が出ていた。核兵器廃絶や原発反対を訴えるために、会員と一緒に署名活動などに取り組んできた多田さんにも同様の懸念がある。「私たちの活動も、みんなで集まって相談をする。『政府の方針に異議を唱える人は、捜査の対象になるのではないか』『私たちの活動への参加を控える人が出てくるのでは

ないか」という不安がある」と話す。

福井市の市民団体「ピーアスふくい」の共同代表、屋敷紘美さん(50)は「内心の自由や個人の尊重を定めた

憲法に違反している。安倍晋三首相には日本国憲法をもう一度よく読んでくれと言いたい」と非難した。福井弁護士会刑事弁護委員会の端将一郎委員長(30)



「共謀罪」法成立に抗議して国会前に集まった人たち。15日夜

は「国民の人権に関わる重要な法案。議論が尽くされたとはい底思えない」と批判。一般市民や市民団体が処罰の対象になる可能性を指摘し「法律が恣意的に適用される恐れがある。一般市民が共謀罪で起訴されれば、法が予定する適用範囲を超えていると主張することになるだろう」と話した。日本弁護士連合会(日弁連)も「恣意的に運用されることのないよう注視する」と話した。

「あり得ない」「民主主義は死んだ」。十五日朝、「共謀罪」法が成立すると、国会を取り囲んで夜通し反対のシュプレヒコールを続けた市民から怒号が上がった。拡声器のマイクを握った若者は「本当に許せない。安倍政権を倒す以外に道はありません」と絶叫。抗議のうねりは夜も続いた。参院で採決に向けた手続きが進む中、十四日から集まっていた市民らは「監視社会を絶対許すな」と声を張り上げた。可決成立が伝えられると「あー」とため息が漏れたが、すぐ「採決無効」と怒り

国会前抗議やまず

の大合唱に。横浜市の酒井和彦さん(68)は「こんな方法で強行するとは」とあきれた様子だった。夜になると、反対する市民による集会が国会正門前で開かれ、若者がドラムの音に合わせ、「勝手に決めるな」「共・謀・罪・廃止」などと叫んだ。東京都大田区の大学三年金子太陽さん(20)は国会前集会に初めて参加。一問題点がうやむやにされたまま成立してしまっただ。警察の考え次第で誰が監視されるかわからないと思うと不安だ」と話した。

廃止へあきらめない

冗談で通報され逮捕も

「共謀罪」法案への反対の声が高まり、国連のプライバシー権に関する特別報告者も懸念を表明する中、強行採決した政権のおごりを忘れてはいけない。廃止のため、あきらめないことが大事だ。



弁護士
三澤麻衣子さん

「共謀罪」が市民運動や労働運動の弾圧につながることを懸念する声も、ほとんどの人は「自分には関係ない」と思っている。でも、もし自分や大切な人が、国から理不尽な被害に遭ったら必死に声を上げるはずだ。

国会審議では、市民団体が運動対象になる「組織的犯罪集団」に当たるとどう判断されるか、「掘越事件」の周知のキーマンが出た。いずれも判断するのは警察だ。ちよっとした誤解から捜査され、逮捕される恐れがある。

例えば、冗談で盛り上がりだしたら知らないうちに通報されて、組織的暴力業務妨害などの疑いで任意同行を求められるかもしれない。共謀罪（みざわ・まい）1973年生まれ。弁護士。自由法曹団共謀罪阻止対策本部事務局長。「掘越事件」弁護団の一員。

の対象犯罪は三百七十七。一般人が巻き込まれる恐れは十分ある。

「共謀罪」根拠の条約 テロ対策ではない



Nikos Passas (ニコス・パッサス) 1959年2月、ギリシャ・アテネ生まれ、58歳。アテネ大やパリ第2大で法学を学んだ後、欧米各地の大学で犯罪学や刑事司法を研究。現在は米ボストンにあるノースイースタン大犯罪学・刑事司法学教授。

TOC条約 立法指針執筆者
ニコス・パッサス氏

「共謀罪」法に関する日本の国会審議の中で取り沙汰された国際組織犯罪防止条約(TOC条約)について、各国が立法作業をする際の指針となる国連の「立法ガイド」を執筆した立場から説明したい。

「共謀罪」法成立識者に聞く

「共謀罪」法の成立を受け、憲法学者の水島朝穂さんと弁護士三澤麻衣子さんが、問題点を語った。



憲法学者
水島朝穂さん

みずしま・あさほ 1965年生まれ。早稲田大学法学部教授。専門は憲法学。ホームページで約20年間、「憲法をテーマに発信を続けている」。

行われれば、政府の方針に反対する市民活動などに萎縮が起きることが懸念される。「捜査されるかもしれない」という不安だけで声を上げづらくなる。

「共謀罪」法には重大な憲法上の疑義がある。

また、共謀段階を捜査するためには、関係者の内心を調べることが不可欠だ。捜査機関に盗聴されたり、尾行されたり、本の貸し出し履歴を調べられたりするかもしれない。憲法の保障する「表現の自由」や「内心の自由」も侵害される恐れがある。

「共謀罪」法は、犯罪の実行を一人以上で計画し、うち一人が準備行為をした場合に処罰される内容だが、何が準備行為なのか非常にあいまいだ。金田勝年法相は、準備行為をみなされる犯行の「下見」と通常の「下見」の違いを明確に答えられなかった。

「このまま「共謀罪」法が施行されれば、政府の方針に反対する市民活動などに萎縮が起きることが懸念される。」「捜査されるかもしれない」という不安だけで声を上げづらくなる。

今回の参院での採決を見る限り、今の国会に政権の暴走を止める力はない。国民が声を上げ続け、政権と世論の「ねじれ」を大きくしていくしかない。

「何すれば犯罪」か不明

今回の参院での採決を見る限り、今の国会に政権の暴走を止める力はない。国民が声を上げ続け、政権と世論の「ねじれ」を大きくしていくしかない。

6/16 梨福